

盛岡広域振興局長告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年8月3日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101477	医療法人仁泉会	ショートステイおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地割67番地1	平成30年8月1日